

## －入札心得－

長野県北安曇郡白馬村

(趣旨)

第1条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、別に備える設計図書、建設工事請負契約書（案）又は業務委託等契約書（案）、この入札心得及び現場等を熟覧し、承諾した上で入札しなければならない。

(入札保証金の納付)

第2条 入札参加者は、入札執行前に見積もった総額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、これを納めないことができる。

- (1) 入札参加者が保険会社との間に村を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保証保険契約書を予算執行者に提出して確認を得たとき。
- (2) 入札参加者が過去2年間に村、国（公社、公団を含む。）又は他の地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者で、かつその者が契約を締結しないこととなるおそれがないと予算執行者が認めたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前号に準ずるものであって、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと予算執行者が認めたとき。

2 落札者が契約を締結しないときは、納めないこととした金額に相当する額を納付しなければならない。

(入札の方法)

第3条 入札参加者は、別に定める入札書に所要事項を記入のうえ、これを入札日時までに入札場所に差し出さなければならない。

2 この入札は、工事等の総額について見積もらなければならない。ただし、入札書に記載する金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を記載し、かつ箇所ごとに作成しなければならない。

3 入札書は、書留郵便で差し出すことができる。この場合封筒の表面に「何入札書」と明記しなければならない。

4 前項の入札書が所定の入札日時までに到着しないときは、当該入札はなかったものとする。

5 入札参加者が代理人をして入札させるときは、入札執行前に委任状を予算執行者に提出して確認を受けなければならない

6 入札参加者又は代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をするとはできない。

7 一度提出した入札書は、書き換え、引き換え、又は撤回することはできない。

(公正な入札の確保)

第3条の2 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為をおこなってはならない。

(入札の辞退)

第3条の3 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申出るものとする。

(1) 入札執行前には、入札辞退届(別記様式1)を直接持参し、又は郵送(入札日の前日までに到着するものに限る。)して行う。

(2) 入札執行中には、入札辞退届またはその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札の取り止め等)

第4条 入札参加者が協定し、又は不穩の行動をなす等により入札が公正に執行することができないと認められるときは、予算執行者は当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめる事がある。

(入札の無効)

第5条 次の各号の一に該当する入札書は無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者の入札した入札書

(2) 同一人が入札した2通以上の入札書

(3) 入札参加者が協定して入札した入札書

(4) 金額を訂正し、訂正印のない入札書

(5) 記名押印のない入札書

(6) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書

(7) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反して入札した入札書

(開札)

第6条 開札は、入札場所において入札終了後直ちに、入札参加者立ち会いにより行うものとする。

(落札者及び落札価格の決定)

第7条 入札を行った者のうち予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、その者の入札価格が次の各号の一に該当する場合には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(1) 最低制限価格を設けてある場合に、入札価格が最低制限価格未満であるとき。

(2) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき。

(3) 落札者となるべき者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱す事となるおそれがあって著しく不相当であると認められるとき。

2 前項第2号又は第3号に該当する入札を行った者は、予算執行者の行う調査に協力しなければならない。

3 落札となるべき同価格の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者をきめるものとする。

4 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない当村の職員にくじを引かせるものとする。

5 落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

(再度入札)

第8条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに当初に入札をした者のうち現に開札場所にとどまっている者により再度の入札を行うものとする。

(契約保証金の納付)

第9条 落札者は、契約締結前に契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、これを納めないことができる。

(1) 契約者が保険会社との間に村を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 契約者が過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を確実に履行するものと認められるとき。

(4) 契約者が、法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保を提供したとき。

(5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、契約者が売払代金を即納するとき。

(6) 契約金額が50万円未満であり、かつ、契約者が契約を確実に履行するものと認められるとき。

(7) 国若しくは公社、公団、公庫等の政府関係機関又は地方公共団体若しくは公共団体と契約するとき。

2 契約人が契約を履行しないときは、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

(契約の締結)

第10条 落札者は、落札決定後5日以内に契約を締結しなければならない。ただし、予定価格5千万円以上の工事については仮契約とする。

2 前項ただし書きの工事については、白馬村議会の議決を経た後に本契約を締結するものとする。

3 落札者は、契約の締結に当たって、消費税に係る課税事業者又は免税事業者である旨の届出書を予算執行者に提出しなければならない。ただし、届出書が既に提出されているため、必要がないと予算執行者が認めたときは、この限りでない。

4 契約に要する経費は契約人の負担とする。

(工事等の着手)

第11条 契約人は契約（本契約）締結後10日以内に、工事等に着手しなければならない。

(技術者の配置等)

第12条 契約人は、建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する技術者又は別に定める要件を満たす技術者を配置しなければならない。

2 契約人は、契約した工事に係る下請代金の額が建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる工事については、その下請けの状況を文書で予算執行者に報告しなければならない。